

高島市高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



令和6年3月
高島市

計画策定について

● 計画策定の趣旨

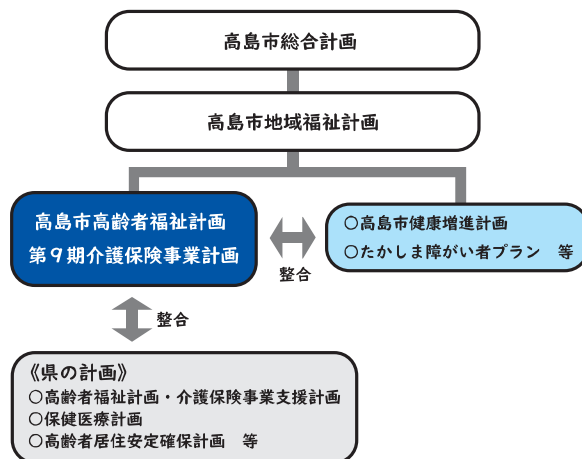
高島市（以下「本市」という。）の総人口は、令和5（2023）年10月1日現在、45,909人となっており、そのうち65歳以上の高齢者人口は16,777人で、人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は36.5%と、「3人に1人が65歳以上の高齢者」という状況になっています。このような中、本市の高齢者施策は、第8期計画では、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策、介護サービス提供体制の整備、介護人材確保などの取り組みの強化を進めてきました。

この取組みをもとに、第8期計画の実績とその評価や、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」および「在宅介護実態調査」などのアンケート結果を踏まえ、第8期計画の取組みを継承しつつ、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できる環境を実現するために、「高島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

● **計画期間** 本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

● 計画の位置付け

本計画は、「第2次高島市総合計画（後期基本計画）」および「高島市地域福祉計画」を上位計画とし、「高島市健康増進計画（健康たかしま21プラン）」等と、また滋賀県が策定する「滋賀県高齢者福祉計画・滋賀県介護保険事業支援計画（レイカディア滋賀高齢者福祉プラン）」等との整合を図ります。

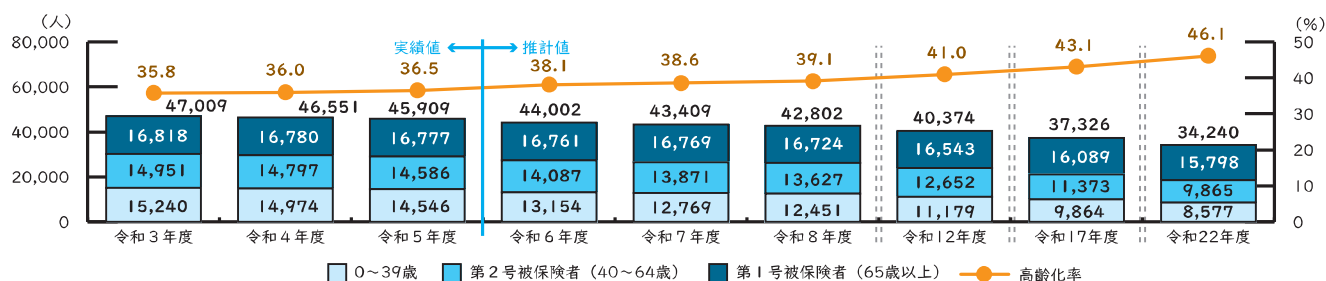


2

高齢者を取り巻く現状と課題

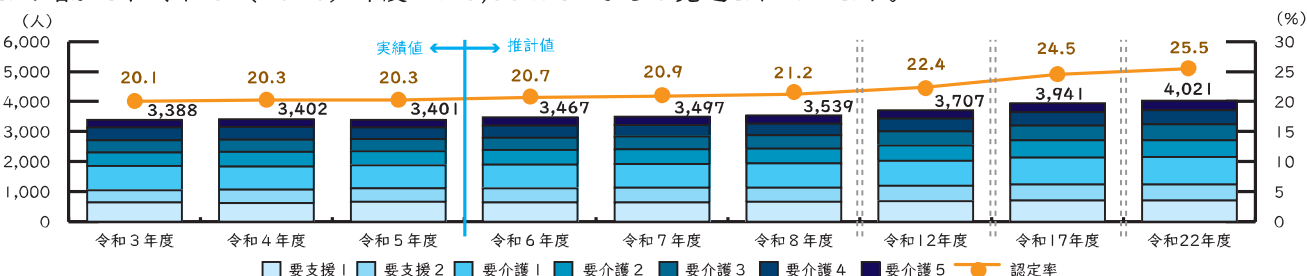
● 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移しており、今後の本市の人口を推計すると、本計画期間の最終年度の令和8（2026）年度には、総人口は42,802人、第2号被保険者（40～64歳）は13,627人、第1号被保険者（65歳以上）は16,724人（高齢化率：39.1％）になると見込まれています。また、高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は減少傾向で推移していますが、後期高齢者（75歳以上）は令和12（2030）年度頃までは増加傾向で推移すると見込まれています。



● 要支援・要介護認定者の推移

高齢者人口は減少する傾向を示していますが、要支援・要介護認定者（第1号被保険者のみ）は令和22（2040）年度まで増加し、令和8（2026）年度には3,539人になると見込まれています。



● 基本理念

共に暮らし 共に支える 長寿たかしま

高齢者が心身ともに健康で、社会的な役割をもって暮らすことができるよう、高齢者の介護予防を推進します。また、例え介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の一層の深化を図ります。そのために、高齢者の自立支援や重度化防止、医療と介護の連携に取り組むとともに、地域で生活しているすべての人々が共に支え合い、力を発揮できる地域共生社会の実現等を目指します。さらには、高齢者をはじめとする誰もが、社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進め、健康寿命の延伸や医療・介護サービスの推進に向けて、高齢者の施策を総合的、体系的、計画的に実施します。

● 基本目標

本計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7（2025）年を迎え、その後の75歳以上の後期高齢者人口のピーク時を見通すと、医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が減少することが見込まれます。また、これまで以上に中長期的な本市の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護基盤を整備するとともに、高齢者が生きがいを持ち、介護予防等の取組みに積極的に参加できる仕組みや地域での支え合いの体制づくり、認知症の人やその家族が安心して暮らせるまちの実現に向け、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要となります。

基本目標

1

地域で支える生きがいづくり

高齢者が生きがいを持ち、健康を維持しつつ、活力に満ちた高齢期を過ごすため、それぞれの知識や経験を生かして、地域共生社会の重要な支え手、担い手として活躍することができる環境を整えるため、高齢者の社会参加を支援するとともに、就労の促進を図ります。

基本目標

2

暮らしを支える地域づくり

高齢者やその家族が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた取組みが重要であり、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。

基本目標

3

認知症の人と家族を支える体制づくり

75歳以上の人口が増加する中で、認知症高齢者も増加していくことが見込まれています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても尊厳を保持しつつ、希望を持って住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人と家族への一層の支援を図ります。

基本目標

4

安心安全を支える生活環境づくり

本市の地域防災計画や介護保険サービス事業等が作成する避難確保計画、業務継続計画等に基づき、災害時において自力避難が困難な高齢者の安全確保を図るとともに、災害や感染症等の対策の重要性について介護保険サービス事業所等と共有することにより、非常時においても安定したサービス提供が受けられる体制の構築を推進します。

基本目標

5

みんなで支える介護保険

要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を希望する高齢者や、在宅での生活を継続していくことが困難となり、施設入所することを希望する高齢者など、様々な介護ニーズに対応できるよう、中長期的な人口動態や医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制を見据えたうえで、施設・サービス種別の変更など、既存施設・事業所の在り方も含めて検討し、必要な介護サービスが適正に提供されるよう取り組みます。

基本理念

共に暮らし
共に支える
長寿たかしま

基本目標1
地域で支える
生きがいづくり

推進施策

- (1) 支え合いの理解
- (2) 地域での支え合い
- (3) 多様な健康づくり
- (4) 生きがいづくりと交流活動
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実と推進
- (6) 地域リハビリテーションの推進

基本目標2
暮らしを支える
地域づくり

- (1) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進
- (2) 生活支援体制整備の推進
- (3) 在宅医療と介護の連携
- (4) 包括的な支援事業の推進
- (5) 介護を支える人への支援
- (6) 権利擁護の推進
- (7) 高齢者への移動支援

基本目標3
認知症の人と家族を
支える体制づくり

- (1) 認知症対策の推進

基本目標4
安心安全を支える
生活環境づくり

- (1) 暮らしの中の安心・安全づくり
- (2) 誰もが使いやすい公共空間
- (3) 災害時の体制支援づくり
- (4) 感染症に対する体制整備

基本目標5
みんなで支える
介護保険

- (1) 在宅サービスの推進
- (2) 住みやすい室内空間の確保
- (3) 居住系・施設系サービスの推進
- (4) 介護人材の確保および介護現場の生産性の向上の推進
- (5) 低所得者や高額負担者への対策
- (6) 介護サービスの質の向上

取組み

①広報・啓発の促進 ②人権啓発

①地域福祉活動の推進 ②ボランティア活動の振興

①高齢者の健康づくり ②こころの健康への取組み

①就労支援 ②老人クラブ活動 ③高齢者スポーツの充実 ④生涯学習活動 ⑤高齢者の社会参加

①通いの場の推進 ②介護予防対象者等の把握と支援 ③介護予防の普及・啓発 ④地域における介護予防活動の支援
⑤訪問型サービスの充実 ⑥通所型サービスの充実 ⑦分析・評価

①地域に根差したリハビリテーション支援体制の推進 ②介護予防の取組みと地域リハビリテーション支援活動の充実

①相談支援体制の充実 ②地域包括支援センターの機能強化 ③障害福祉サービスとの適切な連携

①第1層（市域）における生活支援体制整備の推進 ②第2層（日常生活圏域）における生活支援体制整備の充実

①在宅医療と介護の連携の推進

①ケア関係者への支援強化と地域支援ネットワークの強化 ②自立支援型地域ケア会議への取組み
③地域連携と個別支援の充実化（地域ケア個別会議の充実） ④自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの充実

①家族介護者への支援体制の強化

①高齢者虐待防止対策の推進 ②介護サービス相談員派遣事業 ③成年後見制度の利用支援

①移動支援事業の充実 ②移動サービスの確保

①認知症への理解を深める普及啓発の取組み ②地域で認知症を支えるための体制づくり
③認知症の人の社会参加の促進 ④認知症地域支援ネットワークの強化 ⑤早期発見・早期対応
⑥認知機能低下予防への取組み ⑦認知症の人や家族の視点の重視

①安心できる住まいの確保 ②消費生活相談・消費者保護の取組み ③安心して暮らせるための支援
④救急医療情報キット活用の推進 ⑤防犯意識の普及 ⑥交通安全の推進

①道路・歩道の整備 ②公共交通の整備と利用推進 ③公共施設の整備

①災害時の情報提供・通信体制の充実 ②災害時の支援体制の確立 ③災害時の個別支援体制の整備
④事業所の防災体制の充実 ⑤災害時の避難所の確保

①高齢者の感染症予防 ②事業所の感染対策体制づくり

①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護・介護予防訪問看護
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
⑥通所介護・地域密着型通所介護 ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 ⑨短期入所療養介護
⑩認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
⑪小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑫サービス提供の安定確保

①福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 ②特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
③住宅改修・介護予防住宅改修 ④高齢者住宅小規模改造助成事業 ⑤福祉用具・住宅改修支援事業

①認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・介護予防認知症対応型共同生活介護
②介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
③介護老人保健施設 ④介護医療院 ⑤特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
⑥軽費老人ホーム（ケアハウス） ⑦養護老人ホーム

①介護人材確保に向けた取組み ②介護人材育成に向けた取組み ③介護人材定着に向けた取組み
④介護現場の生産性の向上の取組み

①高額介護（介護予防）サービス ②高額医療合算介護（介護予防）サービス
③特定入所者介護（介護予防）サービス ④社会福祉法人等のサービスに係る低所得者への負担額軽減措置
⑤介護保険利用者負担の軽減（新高額障害福祉サービス）

①介護給付等費用適正化事業 ②介護保険サービス事業所の指導等
③サービスに対する自己評価および外部評価

● 介護保険サービス事業費の見込み

サービス見込み量に、各サービスの利用1回・1日あたり給付額を乗じて総給付費を求めます。各サービス利用1回・1日あたり給付額については、令和5（2023）年度の実績を踏まえた水準で推移しています。

（単位：千円）

総給付費	第8期計画期間			第9期計画期間		
	令和3年度 【実績】	令和4年度 【実績】	令和5年度 【実績見込み】	令和6年度 【見込み】	令和7年度 【見込み】	令和8年度 【見込み】
介護給付費	4,744,604	4,827,689	4,955,788	5,080,889	5,117,774	5,177,275
予防給付費	169,058	191,438	202,462	218,704	226,454	232,393
合計	4,913,662	5,019,126	5,158,250	5,299,593	5,344,228	5,409,668

※合計については、端数処理しているため一致しない箇所があります。

（単位：千円）

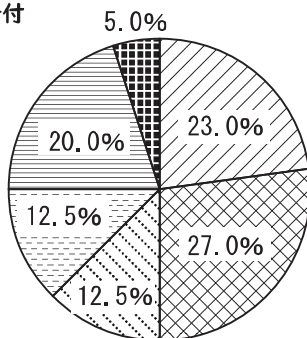
標準給付費	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期合計
総給付費	5,299,593	5,344,228	5,409,668	16,053,489
特定入所者介護サービス費等給付額	194,244	196,618	198,970	589,833
高額介護サービス費等給付額	123,802	125,332	126,831	375,965
高額医療合算介護サービス費等給付額	13,761	13,911	14,078	41,749
審査支払手数料	5,762	5,773	5,775	17,310
合計	5,637,161	5,685,863	5,755,322	17,078,346

※合計については、端数処理しているため一致しない箇所があります。

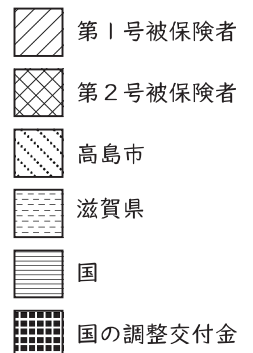
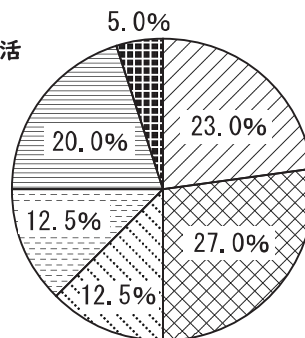
● 介護保険料の算定

介護保険事業に係る給付費は、サービス利用時の利用者負担を除いて、保険料負担と公費負担が50%ずつとなります。第9期計画期間では、標準給付費と地域支援事業費の合計額の23%を第1号被保険者（65歳以上の方）、27%を第2号被保険者（40～64歳の方）が負担します。

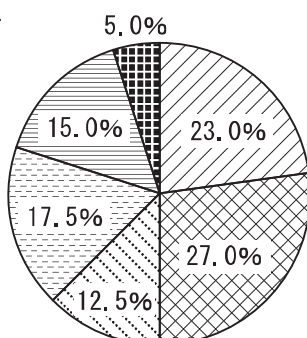
居宅介護給付



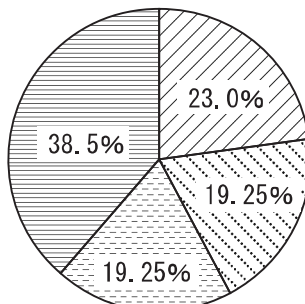
地域支援事業
介護予防・日常生活
支援総合事業



施設等給付



地域支援事業
包括的支援事業・
任意事業



● 第Ⅰ号被保険者の保険料基準額の算定

介護保険事業に係る費用の見込額（保険料収納必要額）を予定保険料収納率および所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して算定した保険料基準額は、次のとおりです。

①標準給付費見込額	17,078,346,336円
②地域支援事業費	892,421,000円
③第Ⅰ号被保険者負担金額【③＝（①＋②）×23％】	4,133,276,487円
④調整交付金相当額【④＝（①＋介護予防・日常生活支援総合事業）×5％】	880,995,867円
⑤調整交付金見込額【⑤＝①×各年度交付割合】	1,054,583,000円
⑥介護保険給付準備基金取崩額	487,500,000円
⑦保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	45,602,000円
⑧保険料収納必要額【⑧＝③＋④－⑤－⑥－⑦】	3,426,587,354円
⑨予定保険料収納率	99.3％
⑩所得段階別加入割合補正後被保険者数	49,577人
⑪月額保険料基準額【⑪＝⑧÷⑨÷⑩÷12】	5,800円

● 所得段階別第Ⅰ号被保険者の保険料

所得段階	所得などの要件		保険料率	保険料（年額）
第Ⅰ段階	市世帯税非課税 市民税全員が税	生活保護受給者	基準額×0.285	19,900円
		老齢福祉年金受給者		
第Ⅱ段階	市世帯税非課税 市民税全員が税	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.485	33,800円
		前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下		
第Ⅲ段階	市世帯税非課税 市民税全員が税	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超	基準額×0.685	47,700円
第Ⅳ段階	市世帯税非課税 市民税全員が税	前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.9	62,600円
第Ⅴ段階		前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超	基準額	69,600円
第Ⅵ段階	本人が市 民税課税	前年の合計所得金額が80万円未満	基準額×1.1	76,500円
第Ⅶ段階		前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満	基準額×1.2	83,500円
第Ⅷ段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	90,400円
第Ⅸ段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	104,400円
第Ⅹ段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	118,300円
第Ⅺ段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	132,200円
第Ⅻ段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	146,100円
第Ⅼ段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	160,000円
第Ⅽ段階		前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	167,000円

指標には、①会議や研修の回数等の「取組みの投入量を表した数値（インプット指標）」、②会議や研修に参加した人数等の「取組みを実施することによって直接発生した成果物・事業量を表した数値（アウトプット指標）」、③事業により元気な高齢者の割合が増加する等の「取組みの実施により期待される効果・成果を表した数値（アウトカム指標）」等があります。

本計画では、それぞれの施策や事業等について、「インプット指標」および「アウトプット指標」を設定し、各数値等について総合的に検証するとともに、国の基本方針等を踏まえ、基本目標ごとに「アウトカム指標」等を設定し、計画の達成度評価を行います。

● 基本理念に対する指標

評価・指標名	令和2年	令和8年
平均自立期間（健康寿命）	男性：80.91年 女性：84.97年	延伸

● 基本目標に対する指標

	評価・指標名	令和5年度 実績値	令和8年度 目標値
基本目標1	生きがいがあると答えた人の割合（ニーズ調査）	51.5%	53.0%
	地域住民によるグループ活動への参加者としての参加意向割合（ニーズ調査）	49.9%	50.4%
基本目標2	現在の幸せ度が「幸せ（10点中8点以上）」と感じる人の割合（ニーズ調査）	41.4%	46.0%
	介護が必要になった場合に「自宅」で暮らしたいと思う人の割合（ニーズ調査）	38.1%	43.0%
基本目標3	認知症相談窓口の認知度（ニーズ調査）	22.5%	27.0%
	主な介護者が不安に感じる介護等（在宅介護実態調査）において「認知症への対応」と答える人の割合	30.8%	27.0%
基本目標4	災害時における個別避難計画の策定件数	45件	90件
	避難確保計画を策定している事業所の割合	36.2%	100%
基本目標5	高島市内の介護サービス満足度の割合（在宅介護実態調査）	84.4%	86.1%
	要支援・要介護認定率（第1号被保険者）	20.3%	20.9%

高島市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（概要版） 令和6年3月

【編集・発行】高島市 健康福祉部 高齢者支援局 介護保険課

〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑 565番地

電話番号：0740-25-8029 FAX：0740-25-8054